

# ○ 京都府議会本会議傍聴における手話通訳実施要領

(平成18年12月1日)

## (趣旨)

**第1条** 手話通訳は、本会議を傍聴しようとする聴覚障害者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の手話通訳は、申請した聴覚障害者の傍聴時に限り行うものとする。

## (手続)

**第2条** 手話通訳を希望する者は、手話通訳申込書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする本会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の5日前（土曜・日曜・祝日は算入しない。）までに府議会事務局総務課（以下「総務課」という。）へ提出するものとする。ただし、電話等での申込も可能とする。

## (申請の取下げ)

**第3条** 手話通訳の申請を取り下げる場合は、すみやかに総務課へ届け出なければならない。

## (手話通訳者の確保)

**第4条** 手話通訳者については、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下「協会」という。）に依頼し、確保するものとする。

## (経費の支出)

**第5条** 手話通訳に係る経費については、協会との別途取り決めにより、支出するものとする。

## 附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

ファックス送信先番号 075-441-8398 京都府議会事務局総務課

※ファックスでお申し込みされる場合は、総務課まで着信確認の御連絡をお願いします。

年 月 日

京都府議会議長 様

住所 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先電話番号 \_\_\_\_\_)

(連絡先ファックス番号 \_\_\_\_\_)

### 手話通訳申込書

京都府議会本会議を傍聴したいので、下記のとおり手話通訳を申し込みます。

### 記

傍聴予定日	年 月 日 ( )
傍聴予定時間	午後 時 分 ~ 午後 時 分
傍聴予定人数	人 (申込者を含む)

※傍聴を取りやめる場合は、その旨速やかに御連絡願います。

提出先 \_\_\_\_\_

京都府議会事務局総務課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-5521

ファックス 075-441-8398